



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1

○ 人事委員会規則

*1 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

250 文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 4

251 警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 6

○ 収用委員会告示

*1 和歌山県収用委員会運営規程（平成13年和歌山県収用委員会告示第5号）の一部改正 8

○ 監査公表

監査公表第6号 10

規 則

和歌山県規則第5号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(免許申請書等) 第3条 略 2 略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第6条の2及び第7条において「 <u>免許証用写真</u> 」という。）を貼付しなければならない。	(免許申請書等) 第3条 略 2 略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「 <u>写真</u> 」という。）を貼り付けなければならない。
(免許証の書換え交付) 第6条の2 略 2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、 <u>免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書</u> （別記第3号様式の2）に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。	(免許証の書換え交付) 第6条の2 略 2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、 <u>写真を貼り付けた免許証書換え交付申請書</u> （別記第3号様式の2）に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。
(再交付の申請)	(再交付の申請)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証用写真を貼付した免許証再交付申請書(別記第4号様式)に、その理由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2・3 略

(受験申込手続)

第25条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類(法第15条第1号に該当する者及び同条第2号に該当する者のうち同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、次の第1号及び第3号に掲げる書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から撮影した写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 略

第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく写真を貼り付けた免許証再交付申請書(別記第4号様式)に、その理由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2・3 略

(受験申込手続)

第25条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類(法第15条第1号に該当する者及び同条第2号に該当する者のうち同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、次の第1号及び第3号に掲げる書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 略

別記第1号様式(表面)を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(表面)

二級 建築士免許申請書
木造

※受付印

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。二級又は木造のいずれかを消してください。

※受付番号

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
木造

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日

和歌山県知事 様 氏名 _____

ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
本籍	性別	男□ 女□	
現住所	〒 _____ 電話 _____		
試験	二級 建築士の試験に合格した年 _____ 年 木造		
登録申請区分	1 学歴□ 2 学歴+実務□ 3 実務□ 4 建築士法第4条第5項□ 5 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士□		
合 り の み 記 入 1 学 歴 に よ る 場 合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月 年 月入学 年 月卒業(修了)
			年 月入学 年 月卒業(修了)
			年 月卒業(修了)
記 入 す る 場 合 の 実 務 に よ る 場 合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月 年 月 年 月卒業(修了)
			建築実務経験期間の合計 年 月
合 り の み 記 入 3 実 務 に よ る 場 合	建築実務経験期間の合計 年 月		
合 り の み 記 入 4 建 築 士 法 第 5 項 に よ る 場 合	免許名称	免許者名	免許の年月日 年 月 日
			資格認定書の年月日 年 月 日
合 り の み 記 入 5 建 築 設 備 に よ る 場 合	合格証書番号又は登録番号		合格又は登録年月日 年 月 日
			年 月 日

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年2月28日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「正面、上半身」を「正面」に改める部分を除く。）、第6条の2、第7条及び別記第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月24日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
公署	所在地	級別区分	公署	所在地	級別区分
略			略		
白浜警察署 市鹿野警察 官駐在所	<u>西牟婁郡白浜町市鹿野1165番地</u>	略	白浜警察署 市鹿野警察 官駐在所	<u>西牟婁郡白浜町市鹿野1075番地の1</u>	略
略			略		

附 則

この規則は、令和5年2月27日から施行する。

告 示

和歌山県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年2月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達役務の名称

文書等通送業務民間委託業務

(3) 調達役務の仕様等

文書等逕送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、逕送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

オ 運転員等勤務計画予定表

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の(8)から(10)まで及び(12)に掲げる資格を証する書面

ケ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) (1) のイからエまで及びカに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年2月24日（金）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年2月24日（金）から同年3月7日（火）までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年2月24日（金）から同年3月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年3月9日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年3月16日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年3月22日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年3月27日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年2月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者等講習業務

- (3) 調達役務の内容等
警備員指導教育責任者等講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
令和5年4月1日（土）から同年11月30日（木）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者等講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- カ 誓約書
- キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ク 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年2月24日（金）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定

める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年2月24日（金）から同年3月7日（火）までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年2月24日（金）から同年3月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年3月9日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年3月16日（木）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年3月22日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和5年3月27日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

和歌山県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月24日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

（和歌山県収用委員会運営規程の一部改正）

第1条 和歌山県収用委員会運営規程（平成13年和歌山県収用委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（会長の専決事項）</p> <p>第4条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第43条第1項及び第2項（これらの規定を法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 法第65条第3項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において</p>	<p>（会長の専決事項）</p> <p>第4条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第43条第1項本文（法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 法第65条第3項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準</p>

準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証票の発行に関すること。

(16)～(26) 略

(27) 施行令第5条第1項(施行令第6条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公示送達(同条において読み替えて準用する場合にあっては、公示による通知)並びに施行令第5条第3項(施行令第6条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公示送達(同条において読み替えて準用する場合にあっては、公示による通知)があった旨の掲示依頼及び官報への掲載に関すること。

(28)～(34) 略

(35) 特別措置法第38条の2第3項の規定による裁決を行うべき期日の通知に関すること。

(36) 特別措置法第38条の2第4項の規定による事件に係る書類の送付に関すること。

(37) 特別措置法第38条の2第5項の規定による事件を国土交通大臣に送った旨の通知及び公告に関すること。

(38) 略

(39) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)第29条第2項の規定による弁明書の提出の求めに関すること。

(40) 審査法第82条第1項及び第2項の規定による不服申立てをすべき行政庁等の教示に関すること。

(41) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)第5条第1項の規定による訴訟を行わせる職員の指定に関すること。

(42) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第13条第6項(同法第19条第4項において準用する場合及び第32条第6項(同法第37条第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の発行に関すること。

(43)～(45) 略

用する法第94条第6項において準用する場合を含む。)の規定による身分を示す証票の発行に関すること。

(16)～(26) 略

(27) 施行令第5条第1項の規定による公示送達並びに同条第3項の規定による公示送達があった旨の掲示依頼及び官報への掲載に関すること。

(28)～(34) 略

(35) 特別措置法第38条の2第2項の規定による裁決を行うべき期日の通知に関すること。

(36) 特別措置法第38条の2第3項の規定による事件に係る書類の送付に関すること。

(37) 特別措置法第38条の2第4項の規定による事件を国土交通大臣に送った旨の通知及び公告に関すること。

(38) 略

(39) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。)第22条の規定による弁明書の提出に関すること。

(40) 審査法第57条の規定による審査庁等の教示に関すること。

(41)～(43) 略

第2条 和歌山県収用委員会運営規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長の専決事項) 第4条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(38) 略 <u>(39) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき委員会が行う事務に関すること(保有個人情報の開示に係るものに限る。)</u>。 (40)～(44) 略 (45) 略</p>	<p>(会長の専決事項) 第4条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(38) 略 (39)～(43) 略 <u>(44) 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)に基づき委員会が行う事務に関すること(不服申立てに係るものを除く。)</u>。 (45) 略</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月24日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
セイカ株式会社	令和5年1月27日
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公益社団法人和歌山県トラック協会	〃
中辺路町森林組合	〃
和歌山県土地改良事業団体連合会	〃
田辺商工会議所	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益社団法人畜産協会わかやま	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構 (和歌山県立情報交流センター指定管理者)	〃
特定非営利活動法人わかやま N P O センター (和歌山県 N P O サポートセンター指定管理者)	〃
一般財団法人和歌山県交通安全協会 (和歌山交通公園指定管理者)	〃
一般社団法人和歌山県歯科医師会 (和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)	〃
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部 (根来山げんきの森指定管理者)	〃
TSAグループ (秋葉山公園県民水泳場指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団 (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和	〃

歌山ビッグウェーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者)	
特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ (和歌山県和歌山マリナー (ディンギーマリナー) 指定管理者)	〃
有限会社ベイサイド和歌浦 (和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者)	〃
加太まちづくり株式会社 (加太みなとまち指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 補助金の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 外国雑誌電子オンラインジャーナルアクセス利用の提供業務委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 検査調書の作成を行っていなかった。
- (2) 契約期間満了日の前に完了検査を行っていた。
- (3) 契約書の契約期間満了日の記載を誤っていた。

(ウ) 業務委託の支出契約決議及び変更契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 公益社団法人畜産協会わかやま

所管課に対する注意事項

出資団体における新規採用職員の採用について、県が定めた「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」に基づく協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児 (者) ・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

和歌山県障害児 (者) ・高齢者歯科口腔保健センターに係る情報公開要綱を策定していなかったため、県と協議の上、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

指定管理者において情報公開要綱を策定していなかったため、指定管理者と協議の上、適正に処理されたい。

エ 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者)

和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグウェーブ警備業務委託の支出において、履行確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。